

会議名 (審議会等名)	令和5年第7回小金井市農業委員会の会議		
事務局 (担当課)	農業委員会事務局		
開催日時	令和5年7月13日(木) 16:00~17:00		
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室		
出席者	委員	岸野有次、高橋博、鴨下重雄、大久保勝盛、高橋正弘、 阪本啓一、松嶋あおい、鴨下輝秋、高橋金一、高杉隆行、 渡邊雅毅、井寺喜香、大澤一浩、大堀金義	
	その他		
	事務局	島田事務局長、山崎係長 江平主任	
欠席者			
傍聴の可否	可・不可・ <u>一部不可</u>	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場 合は、その理由	個人情報保護による		
会議次第	別紙のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	別紙のとおり		

1 開 会

2 会長挨拶

3 会期の決定

議 長	会期は本日一日とさせていただきます。
-----	--------------------

4 会議録署名委員の指名

議 長	会議録の署名委員を指名します。 〔10番〕高杉隆行委員、〔11番〕渡邊雅毅委員にお願いします。
-----	--

5 議案の審議

(1) 第1号議案

- ① 農地法第3条について
(今回はありません。)

(2) 第2号議案 農地法第4条、第5条に基づく転用届出について

- ① 農地法第4条について
(今回はありません。)
- ② 農地法第5条について

議 長	農地法第5条の農地転用届出の専決処理について、事務局より説明をお願いします。 〔1件事務局説明〕
議 長	この件につきましてご意見、ご質問等ございますか。 無いようですので、次へ移ります。

(3) 第3号議案 その他の事項について

- ① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議 長	引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。

事務局	<p>報告いたします。</p> <p>前回保留で再調査となった農地です。今回の調査時は、自宅の北側にある梅林の梅の木が剪定ではなく、ほとんどの梅の木を伐採しており、貸借を前提にした対応をとられていました。残りの梅についても整理するよう促しました。</p>
議長	<p>調査に立ち会いましたが、本人の意向では、ハウスのある自宅の南側の農地は自身で耕作し、東側の農地は貸借を考えているとのことでした。東側の農地は、耕運されておりましたが、多少雑草が伸びており、資材等が残っていたので、早急に片付けた上で農業委員会に貸借の募集をかけてもらうよう要請しました。</p> <p>東側の農地については、作付け計画も提出され、前回より前進が見られましたので、今回は認めても良いと考えています。</p> <p>ただし、今後は重点監視地区として、次の3年後は二度とこのようなことがないように指導力を強めていきます。</p>
委員	<p>再調査になり、梅の木のほとんどが伐採されている状況でした。今後は、貸借するしかないと思います。その他、自宅の東側の農地や自宅の周りも資材等が放置されていたので、きちんと片付けるよう指導しました。</p>
事務局	<p>農業委員の皆様には作付け表と農地法による遊休農地対策の概要を配布させていただきました。今回の引き続き農業経営を行っている旨の証明を認めたとしても、今後耕作されていない様子が見られた場合は、「利用意向調査」を実施していきます。意向調査とは、耕作がされておらず、また、貸借も進んでいない状況が見られた場合、6か月を経過した時点で農業委員会から税務署へ通知をする流れになります。そして、農地所有者にも税務署に通知したことを通知し、そこから2か月以内に納税猶予になっている金額をお支払いいただくこととなります。その場合、生産緑地は買取り申し出の要件に該当しないため、売却することができません。その場合、生産緑地以外の資産から財務省にお支払いいただかなければなりません。</p> <p>農地所有者にも耕作がされず期限の確定になった場合は、大変なことになることを説明してきました。</p>
議長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。</p>
委員	<p>3年前も同じようなことがあり、3年経っても変わらなかった。今後このような事例も出てくることも考えられるため、今回のように厳しく対応していくことは必要である。</p> <p>貸付制度もできたので、本人がきちんと理解したうえで進めてほし</p>

事務局	い。 今回は、通知までには至っていないが、勧告に近い形になっています。今後、通知については、農地パトロールを一つのタイミングとして出すのが有効だと考えています。
委員	今回提出された作付け表を見ても、今の状況からすると履行が難しいのではないかと思います。貸借するまで上手く運んでほしい。
事務局	農地の貸借に関しては、会長からも、本人のやる気が出てきた時に、農地を返してもらうことができる制度になっていることを本人にお話しさせていただいております。
議長	この案件については、次期の農業委員に引き継ぎ、状況を注視していきます。状況によっては文書による通知を出していくことといたします。今回は、貸借を進めることを前提に認めて行きたいと思います。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございませんか。 〔「異議なし」との声あり〕 異議なしと認め証明することといたします。

② 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議長	相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告いたします。自宅の周りが生産緑地になっており、西側ではビワ、ザクロ、レモン、ヤマモモなどの果樹類がありました。下草が伸びていたため、処理するよう指導いたしました。収穫した果物は、JAに出荷しています。果樹以外に雑木が数本あり、近日伐根する予定です。自宅の北側の農地では、トマト、ナス、キュウリなどの夏野菜を生産されております。雑草と大きな石がありましたので、処理していただくこととしました。 自宅から少し離れた農地では、クリの苗木、ユズを生産しており、下

委員	<p>草が伸びていたため、処理していただくとなりました。</p> <p>現在、雑木の整理を進めている状況で作付け転換中であることなどからも証明することについて問題ありません。</p> <p>肥培管理が十分とは言えず、レモンなどの果樹がある中に雑木が点在している。野菜なども生産しているが、雑草も見られた。以前、本人は別の仕事をしていて今回の相続で専従となった。元々農地は植木畑で、今後雑木などを整理していく。JAにも営農指導などで協力いただけるようお願いしてきた。今後見守っていきたいと考えている。</p>
議長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。</p> <p>無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。</p> <p>〔「異議なし」との声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め証明することといたします。異議なしと認め証明することといたします。</p>

③ 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長	<p>農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明をお願いします。</p> <p>〔事務局説明〕</p>
議長	<p>事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条での貸し借りができますが、今回の解除については、農地法第18条第6項の合意による解約となり、農林水産省令に基づく通知となっております。</p>
議長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。</p> <p>無いようですので、次へ移ります。</p>

6 協議事項

議長	<p>協議事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>〔(1) 第63回企業的農業経営顕彰事業及び第43回農業後継者顕彰事業の実施について〕</p>

議 長	<p>企業の農業経営顕彰については、基準に該当すると思われる前原町支部の方、後継者顕彰については、基準に該当すると思われる坂上南支部の方に接触していきたいと思いをします。</p> <p>協議事項につきましてその他にご意見ご質問ございませんか。無いようでしたら次へ移ります。</p>
-----	--

7 報告事項

議 長	報告事項について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	<p>〔(1) 令和5年度農業功労賞表彰候補の推薦について〕 内田農業振興会への推薦です。農業の発展や振興に功労のあった農業者、農業後継者の育成に功労のあった農業者が対象となります。農業団体の長より推薦することとなっており、JA東京むさし組合長と小金井市農業委員会長の連名での推薦となります。JAから関野町支部の方1名の推薦がありましたので、農業委員会においても、推薦について協議いたします。</p>
事 務 局	<p>〔(2) 農業委員会の最適化活動の点検・評価について〕 計画目標の実績報告になります。令和4年度は農業委員の活動目標を月6日以上設定いたしました。皆様から定期的に活動カードを提出いただいた結果を取りまとめたものになります。 また、活動強化月間として農地パトロールを月1回で設定し、実施いたしました。 農業委員会の会議の他、農地の見回りや農業者からの相談を受けた時など、忘れずに活動カードに記載してください。</p>
事 務 局	<p>〔(3) 認定都市農地の利用状況及び市民農園運営状況の報告について〕 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第5条の規定により、都市農地の利用状況について、報告いたします。</p>
議 長	<p>質問等ございますか。 無いようでしたら次へ移ります。</p>

8 連絡事項

議 長	連絡事項について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	〔(1) 農業委員会委員任命式の開催について〕

議	長	ご質問等ございますか。 無いようでしたら次へ移ります。
---	---	--------------------------------

9 その他

議	長	その他について何かございますか。 無いようでしたら、これで令和5年第7回農業委員会の会議を終了させていただきます。
---	---	--

第7回小金井市農業委員会会議次第

日 時 令和5年7月13日(木)

午後4時 開会

場 所 小金井市役所第二庁舎801会

議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 会期の決定

4 会議録署名委員の指名

5 議案の審議

- (1) 第1号議案 農地法に基づく農地の許可申請について・・・ 0件
- (2) 第2号議案 農地法に基づく農地の転用届出について
 - ① 農地法第4条について・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件
 - ② 農地法第5条について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について・・・・ 1件
 - ② 相続税の納税猶予に関する適格者証明について・・・・ 1件
 - ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について・・・・ 1件

6 協議事項

- (1) 第63回企業的農業経営顕彰事業及び第43回農業後継者顕彰事業の実施について

7 報告事項

- (1) 令和5年度農業功労賞表彰候補の推薦について
- (2) 農業委員会の最適化活動の点検・評価について
- (3) 認定都市農地の利用状況及び市民農園運営状況の報告について

8 連絡事項

- (1) 農業委員会委員任命式の開催について

9 その他

10 閉会